

平成 27 年度外務省外交・安全保障調査研究事業費補助金（発展型総合事業）
「インド太平洋における法の支配の課題と海洋安全保障『カントリー・プロフィール』」

1. 事業の背景

日本政府が 2013 年 12 月に策定した「国家安全保障戦略」は、日本を「開かれ安定した海洋」を追求する「海洋国家」と位置づけ、海洋安全保障を中心的課題の一つとしている。同戦略では、海洋安全保障上の課題として、力による一方的な現状変更への対処や、シーレーンを守ること、公海上空の自由の確保などが具体的に挙げられている。そして、日本が取るべきアプローチとして、安定した国際環境の創出や、総合的な防衛体制の構築、領域保全の強化などと並んで、国際法とルールに基づく「開かれ安定した海洋」の維持・発展に主導的な役割を果たすことが謳われている。

海洋安全保障問題が顕在化しているのは、昨今におけるグローバルなパワーバランスの変化と無関係ではない。今日の開放的な海洋法秩序を支えている法的基盤は国連海洋法条約であるが、実際の運用において世界の海で秩序を維持してきたのはアメリカの力によるところが大きい。しかし、「国家安全保障戦略」も指摘するように、国際社会において中国やインドなどの新興国が台頭する一方、アメリカは国際秩序を維持するための指導力を相対的に失いつつある。このため、過剰な海洋管轄権を主張する沿岸国の中に現状変更を試みる動きがみられるようになってきている。陸上でも同様の現象がみられ、クリミア、そして東部ウクライナはその典型的な例となっている。

このように、国際法とルールに基づくリベラルな国際秩序が大きな挑戦に直面している。特にインド太平洋地域では領土・海洋をめぐる緊張が高まっている。そして、その緊張の中心には強引な海洋進出を行う中国が存在し、西太平洋で過剰な海洋管轄権を主張して周辺国と対立するだけでなく、「海のシルクロード」という名の下にインド洋での活動も活発化させようとしている。

このような中で日本が「開かれ安定した海洋」に向けて主導的な役割を果たしていくためには、国際法そのものに内在する問題点を検討する国際法学のアプローチと、各国の海洋安全保障政策の比較や地域における信頼醸成や危機管理に向けた取り組みの実態調査という地域研究のアプローチを組み合わせ、問題解決に取り組む必要がある。もとより、複雑な要因の絡み合う海洋安全保障の研究には学際的アプローチが不可欠であり、国際法、地域研究、安全保障など様々な領域にわたる分析が必要となる。

2. 事業の目的

本事業では、国際法上の課題を取り扱う「国際ルール検討グループ」（国際法研究会）とインド太平洋地域の各国の海洋安全保障政策を比較する「国別政策研究グループ」（地域研究会）を立ち上げ、これらがそれぞれの研究を独自に行いつつ、研究における相互乗り入れや合同研究会の開催を通じて有機的に連携し、インド太平洋における「法の支配 3 原則」を促進し、「開かれ安定した海洋」を維持するための政策提言を行うことを目的とする。また、日本とインド太平洋諸国の海洋安全保障専門家間に知的コミュニティを構築することも目指す。

3. 実施体制

① 国際法研究会（国際ルール検討グループ）（主査：中谷和弘・東京大学教授）

本研究会では、海における「法の支配 3 原則」を実現するための課題について、法的側面から分析を行う。

② 地域研究会（国別政策研究グループ）（主査：菊池努・青山学院大学教授）

地域研究会では、インド太平洋地域の海洋主要国についての「カントリー・プロフィール」を作成するとともに、地域枠組みにおける法の支配に向けた取り組みを評価・分析する。